

磐田市「磐田ここ惚れインフルエンサー」設置に関する取り扱い要領

(設置)

第1条 市の情報や魅力を市内外に向けて、市民目線により積極的に発信することで定住・移住及び関係人口の増加を図るとともに、磐田市へのさらなる愛着を深めるため、「磐田ここ惚れインフルエンサー（以下ここ惚れインフルエンサーと言う）」を設置する。

(活動内容)

第2条 ここ惚れインフルエンサーは、磐田市の特徴的な取り組み、スポット、ご当地グルメ、イベント情報等の魅力を市が別途定める条件のもと、自らが保有する SNS アカウントから投稿するものとする。

(登録資格)

第3条 ここ惚れインフルエンサーは、次の各号のすべてに該当する者とする。

ただし、18歳未満の者の場合は、登録の際、親権者の同意を必要とする。

- (1) 13歳以上である者
- (2) Instagram、X、Facebook 又は TikTok 等の SNS アカウントを保有し、かつ、ここ惚れインフルエンサーの活動で主として発信するアカウントのフォロワー数が3,000人以上の者
- (3) ここ惚れインフルエンサーの目的を理解し、活動に協力できる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、ここ惚れインフルエンサーに登録することができない。

- (1) 第10条の規定により登録を取り消された者
- (2) その他市長が適当でないと認める者

(投稿内容)

第4条 ここ惚れインフルエンサーは、次の各号に掲げる内容を満たす内容を行うこととする。

- (1) 市が定める特定のキーワードを投稿の文章内に記載すること。
- (2) 市の魅力や取り組みを伝える文章を記載すること。
- (3) 1回の投稿の中で当該投稿に関連する画像や動画を掲載すること。

2 前項の規定にかかわらず、ここ惚れインフルエンサーは、次の各号のいずれかに該当する内容の投稿を行ってはならないものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるもの
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるもの
- (3) 特定の政治、思想または宗教の活動に利用しようとするおそれがあるもの
- (4) 営利目的の活動に使用するもの
- (5) SNS の利用規約に反するもの

(遵守事項)

第5条 ここ惚れいわたインフルエンサーは、活動の際、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イベント等の進行を阻害する等、イベントの主催者に迷惑をかけることがないよう配慮すること。
- (2) 人物撮影に際しては、肖像権に配慮すること。
- (3) 前2号に掲げる事項の外、ここ惚れインフルエンサーの活動に際して公序良俗に反した行為を行わないこと。

(任期)

第6条 ここ惚れインフルエンサーの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(募集方法)

第7条 市長は、ここ惚れインフルエンサーの募集に際し、広報媒体を活用して広く周知するものとする。

(登録の申請)

第8条 第3条の規定を満たす者のうち、ここ惚れインフルエンサーの登録をしようとする者は、磐田ここ惚れインフルエンサー登録申請書(様式第1号)及びその他市長が求めるものを市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、速やかに登録資格を確認し、登録すべきと認めたときは、磐田ここ惚れインフルエンサー決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(登録の変更)

第9条 ここ惚れいわたインフルエンサーは、決定した登録内容に変更が生じたときは、磐田ここ惚れインフルエンサー登録内容変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更申請書の提出があったときは、速やかに変更内容を確認し、磐田ここ惚れインフルエンサー登録変更通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(登録の取消し)

第10条 市長は、ここ惚れインフルエンサーが次の各号のいずれかに該当する場合は、この決定を取り消すことができるものとする。

- (1) ここ惚れインフルエンサーから磐田ここ惚れインフルエンサー登録取消申出書(様式第5号)の提出があったとき。
- (2) 虚偽の申請があったとき。
- (3) ここ惚れいわたインフルエンサーが第2条に規定する活動を遂行できないと市長が認めるとき。
- (4) ここ惚れインフルエンサーが第5条の規定に該当したとき。

(5) ここ惚れインフルエンサーの地位を利用し、政治、宗教又は営利を目的として活動したとき。

(6) その他ここ惚れインフルエンサーとしてふさわしくない行為があったと市長が認めるとき。

2 市長は、決定を取り消した場合は、磐田ここ惚れインフルエンサー決定取消通知書（様式第6号）により登録者に通知するものとする。

（費用弁償）

第11条 市長は、ここ惚れインフルエンサーが行う第2条に規定する活動に対する費用及び謝礼の支払は行わないものとする。また、登録の申請に係る費用も同様とする。

（情報の提供等）

第12条 市長は、ここ惚れインフルエンサーの活動を支援するため、本市が保有する広報紙等に使用した情報を提供できるものとする。

2 ここ惚れインフルエンサーから提供された広報紙等に使用した情報は、登録取消後も削除しないものとする。ただし、市長が特に必要であると認めたときは、削除することができるものとする。

3 市長は、ここ惚れインフルエンサーに決定した者が希望するアカウントを、市公式アカウントからフォローすることができるものとする。

（知的財産権）

第13条 第4条に規定する活動におけるここ惚れインフルエンサーに帰属する著作権及び肖像権を広報紙等において使用する場合は、その使用を許可されたものとみなす。この場合において、使用料は発生しない。

（個人情報の取扱い）

第14条 市長は、ここ惚れインフルエンサーから収集した個人情報をこの告示に定める事務以外には利用しないものとし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により適切に取り扱わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる情報は、当該インフルエンサーの同意に基づき市ホームページで公開することができるものとする。

(1) 氏名又は愛称

(2) アカウント

(3) 個人の顔写真又はイラストレーション

（禁止行為）

第15条 ここ惚れインフルエンサーは、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

(1) 公序良俗に反する行為

(2) 法令等に反する行為

- (3) 第三者を誹謗中傷する行為
- (4) その他市長が不相当と認める行為
(免責事項)

第16条 第4条に規定する活動により、ここ惚れインフルエンサーに不利益、損害、事故等が生じたときは、市は、その賠償の責めを負わないものとする。また、ここ惚れインフルエンサー投稿によって生じた、当該インフルエンサーの責による損害に関しても、市は責任を負わないものとする。

(庶務)

第17条 ここ惚れインフルエンサーに関する庶務は、企画部において処理する。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。